(非公式訳)

投資委員会布告 第 2/2558 号

件名 ターク県特別経済開発区の投資奨励基準

投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名:特別経済開発区における投資促進政策および投資委員会布告第 2/2557 号日付 2014 年 12 月 3 日件名::投資奨励の方針及び基準に引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通りターク県特別経済開発区に立地するプロジェクトの投資 奨励対象事業を発布する。

第1項 ターク県特別経済開発区の投資奨励対象業種および条件を以下の通り定める。

類1農業及び農産物

| 業種 | 条件 |
|------------------------------|---|
| 1.5.1 家畜又は水生動物の 繁殖 | 常時養殖内の適切な空気を保つために換気システム のある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防 止システム、数量測定センサーの使用など最新技術 を使用しなければならない。 |
| 1.5.2 家畜又は水棲動物 (エビを除く)の養殖 | 常時養殖内の適切な空気を保つために換気システム のある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防 止システム、数量測定センサーの使用など最新技 術、そして有効な環境インパクト軽減・予防システ ムなどを使用しなければならない。 |
| 1.6 屠殺 | 動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、温 度冷却システム、肉質検査、異物検査等の最新製造 技術を持たなければならない。 |
| 1.8 植物、野菜、果物、 花の選別、包装、保存 | 種子用色彩選別機、果物のハエの卵を殺す蒸熱処理、種子コーティング等の先進技術を使用しなければならない。 |
| 1.9 加工澱粉又は特殊な植物 | |

| からの製粉 | |
|---|---|
| 1.10 植物(大豆を除く) 又は動物からの油脂の製造 | 1. 植物からの原油と半精製油の製造は農産物栽培から開始しなければならない。 2. 植物からの精製油は原油もしくは農産物栽培から開始しなければならない。 |
| 1.11 天然エキスの製造又は エキスからの製品の製造(薬 品、石鹸、シャンプー、歯磨 き、化粧品を除く) | |
| 1.14.1 基礎ゴム加工 | |
| 1.17 最新技術を使用した食品、飲料、食品添加品(Food Additives)の製造、又は食品調合物(Food Ingredients)の製造又は保存(アルコール飲料を除く) | 1. 混合や希釈するだけのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵があるプロジェクトは、研究で立証された酵母を使用しなければならない。 |
| 1.19 冷凍倉庫、冷凍運輸 | |
| 1.20 農産物取引センター | 1.総面積は最低50ライ以上なければならない。 2.農産物取引及びサービスのための面積は、60%以上で、農産物展示場、取引所、競売センター、冷凍庫、倉庫を持つこと。 3.農産物に対して品質検査・評価、残留農薬を検査しなければならない。 |

類2 鉱業、セラミックス、基礎金属

| 業種 | 条件 |
|------------------|--------------------------|
| 2.4.3 セラミック製品の製造 | 焼成工程及び/又はアニール工程を持たなくてはなら |
| (土器及びセラミックタイル | ない。 |
| を除く) | |
| | |

類3 軽工業

| 業種 | 条件 |
|-------------------|--------------------------|
| 3.1.1 天然繊維又は人工繊維の | リサイクル繊維の製造のみ、国内の廃棄物のみを使用 |
| 製造 | しなければならない。 |
| 3.1.2 糸又は布の製造 | |
| 3.1.4 衣類、衣類部品、及び家 | |
| 庭用繊維製品の製造 | |
| 3.2 不織布の製造又は不織 | |
| 布から衛生製品(Hygienic | |
| Products)の製造 | |
| 3.3 皮革又は人工皮革からの | |
| 鞄、履物製品の製造 | |
| 3.4 スポーツ用品及び部品の製 | |
| 造 | |
| 3.6 家具及び部品の製造 | |
| 3.8 宝石及び装飾品、又は原材 | |
| 料含む部品、プロトタイプの | |
| 製造 | |
| 3.11 医療器具・機器及び部品 | |
| の製造 | |

類4 金属製品、機械、運輸機器

| 業種 | 条件 |
|--------------------|---------------------------|
| 4.4汎用エンジン又は部品の | |
| 製造 | |
| 4.5.2 機械、器具、部品の製 | 部品の成形やエンジニアリングデザイン工程を持た |
| 造または金型の修理 | なければならない。 |
| 4.5.3 機械または器具の組み | 委員会が同意した組立工程がなければならない。 |
| 立て | |
| 4.8.5 その他自動車部品の製 | |
| 造 | |
| 4.12 オートバイの製造(シリ | 1. 構造の溶接プロセスを持ち、吹付塗装工程がなけ |
| ンダーが 248cc. 未満のものを | ればならない。 |
| 除く) | 2. 製造や部品利用の計画を投資委員会に提出し、承 |
| | 認されなければならない。 |

類 5 電子・電気機械産業

| 業種 | 条件 |
|--|-------------------------|
| 5.1 電気製品の製造 | |
| 5.2.2 LED 電球の製造 | |
| 5.2.3 電気機器用コンプレッ | |
| サー又はモーターの製造 | |
| | |
| 5.2.4 ワイヤハーネスの製造 | |
| 5.2.5 その他電気機器部品の | |
| 製造 | |
| | |
| 5.3.5 音声視覚製品 (オーデ | |
| イオ Visual Product) の製造 | |
| | |
| 5.3.6 電子事務機器の製造 | |
| 5.3.7その他電子製品の製造 | |
| 5.4.6.2 一般 HDD 又はその部 | 既存機械の改修費は奨励プロジェクトの一部として |
| 品(Top Cover 及びBase | もよいが、法人所得税免税対象になる投資金額とし |
| Plate 及び Peripheral を除 | ない。 |
| く)の製造 | |
| | |
| 5.4.6.3 HDD 用 Top Cover 及 び Base Plate 及び | |
| Peripheral の製造 | |
| 5.4.12 フレキシブルプリン | 委員会が承認した製造プロセスがなければならな |
| ト基板又は多層プリント配線 | 安貝云が承応した表 |
| 基盤又はその部品の製造 | |
| ZIMINIO C *> HINDI *> AXVE | |
| 5.4.13 その他記憶装置の製造 | |
| 5.4.14 一般プリント回路板 | |
| 組立 (PCBA)の製造 | |
| 5.4.17 音声視覚製品部品の | |
| 製造 | |
| 5.4.18 電子事務機器部品の | |
| 製造 | |
| 5.4.19 その他電子部品の製 | |
| 造 | |

類 6 化学工業、紙及びプラスチック

| 業種 | 条件 |
|------------------------|---|
| 6.6 工業用プラスチック製品 | プラスチック成形工程を持たなければならない。 |
| の製造 | |
| 6.7.1 多層プラスチック包装材 | プラスチック2層以上に一体化しなければならな |
| (Multilayer Plastics | V'o |
| Packaging)の製造 | |
| 6.7.2 無菌プラスチック包装材 | 完全操業開始日から2年以内にIS014611 レベル7 |
| (Aseptic Plastics | (クリーンルーム)又は連邦規格 209 E クラス 10000 |
| Packaging)の製造 | 以上又は同等の国際標準に認定されなければならな |
| | V _o |
| 6.7.3 静電防止プラスチック包 | 完全操業開始日から2年以内にIS014611 レベル7 |
| 装材(Antistatic Plastics | (クリーンルーム) 又は連邦規格 209 E クラス 10000 |
| Packaging)の製造 | 以上又は同等の国際標準に認定されなければならな |
| | |
| 6.8 リサイクルプラスチック | 国内のプラスチックのみを原料として使用し、プラ |
| 製品の製造 | スチック成形工程を持たなければならない。 |
| 6.10 薬品の製造 | 1. 従来の製薬プロジェクトの場合は操業日から2年 |
| | 以内に PIC/S に基づく GMP 基準を達成しなければな |
| | らない。 |
| | 2.伝統医学プロジェクトの場合は操業日から2年以内 にGMP 基準を達成しなければならない。 |
| | 13. 既存プロジェクト改善の場合は、既存の機械設備 |
| | 3. 既存ノロンエクト以番の場合は、既存の機械設備 を奨励プロジェクトで使用してもよいが、その代価 |
| | はプロジェクトの投資金額としない。 |
| | 162・ 4 - 2 1 *2以東 巫城 C ひな 0 |
| | |

類7 サービス、公共事業

| 事業 | 条件 |
|--|----|
| 7.1.3 コンテナー方式による輸出品の検査、コンテナー方式による輸入品の検査の一時倉庫、コンテナー積載のための内陸コンテナーデポ(Inland Container Depot: ICD) | |

| 事業 | 条件 |
|--|--|
| 7.4.1 物流センター | 1. 払込登録資本は 1,000 万バーツ以上でなければ |
| (Distribution Center: DC) | ならない。 2. 近代的なコンピュータシステムにより制御される |
| | 物品貯蔵施設を備えなければならない。 |
| 7.4.2 国際物流センター | 1. 払込登録資本は 1,000 万バーツ以上でなければ |
| (International Distribution Center: IDC) | ならない。 2. 近代的なコンピュータシステムにより制御される |
| Distribution center: 1DC) | 物品貯蔵施設を備えなければならない。 |
| | 3. ほかに追加条件は以下の通りとする。 |
| | 3.1 投資金額(土地代と運転資金を除く)が1億 |
| | バーツ以上なければならない。 3.2 1カ国以上に対し物流しなければならない。 |
| | 1. 総面積は500 ライ以上でなければならない。 |
| 7,1, 7 = 1 7,1 = 1 | 2. 工場に指定された領域は、総面積 1,000 ライ以 |
| | 上のプロジェクトを除き、総面積の 60%以上で 75% |
| | 以下でなければならず、1,000 ライ以上のプロジェク |
| | トは投資委員会の承認に従うものとする。 3.その他の条件は以下の通りとする。 |
| | 3.1主要道路 |
| | - 総面積 1,000 ライ以上の場合、道路が 4 車 |
| | 線で道幅 30 メートル、路面幅 14 メートル |
| | 以上、各側に幅2メートル以上の交通島と |
| | 歩道を持ち、緊急停止のために十分な路肩 がなければならない。 |
| | - 総面積 500~1,000 ライの場合、道路が 2 車 |
| | 線で道幅20メートル以上、路面幅7メー |
| | トル以上、各側に幅2メートル以上の歩道 |
| | を持ち、緊急停止用の路肩や十分な路肩を 持たなければならない。 |
| | 3.2 補助道路は路面幅 8.50 メートルで、各側に 2 |
| | メートル以上の路肩がなければならない。 |
| | 3.3 廃水処理設備は廃水の特性に適切なもので、法 |
| | 定の排水基準に合わなければならない。処理 後の排水池を持たなければならない。 |
| | 3.4 廃水システムは雨水排出システムから完全分離 |
| | しなければならない。 |
| | 3.5 ごみ収集やごみ処理について委員会により承認 |
| | されたシステムを持たなければならない。 |
| | |

| 事業 | 条件 |
|-------------------------------------|---|
| | 3.6 入居する工場は、天然資源·環境政策および計画 事務局に承認された環境影響報告書で定められた対象産業および禁止産業に一致しなければならない。 3.7 入居する工場に電力、水道、電話、郵便局十分な公益施設を提供できるようにしなければならない。 3.8 奨励証書発行日より2年以内にその総面積の約25%以上若しくは委員会に承認された面積で公益施設を提供するためにしなければならない。 |
| 7.9.1.2 宝石及び装飾品工業団地又は工業区 | 総面積 100 ライ以上なければならない。 宝石および装飾品に関連する産業用に総面積の40%以上なければならない。 宝石および装飾品の取引用の場所がなければならない。 適切な警備システムを提供しなければならない。 会議室、展示場及びビジネスセンターを持たなければならない。 |
| 7.9.1.3 ロジステイクスパーク (Logistics Park) | 土地総面積が200ライ以上あり、総面積50,000平方メートル以上の貸し倉庫または販売倉庫がなければならない。 港、空港、国境税関検問所、通関所、陸上コンテナデポ (ICD) より半径50キロ以内又はフリーゾーン内いずれかに立地しなければならない。 全面積またはその一部をフリーゾーンとしなければならない。 コンテナを積み下ろしする基地又はトラックターミナル、または最低50のコンテナを扱えるコンテナデポを持たなければならない。 ロジステイクスパークから国内及び国際通信ハブへのハイスピード通信インフラがなければならない。 タイ国籍者が総登録資本金の51%以上を持たなければならない。 関連政府機関の認可を得なければならない。 |

| 事業 | 条件 |
|-------------------|--------------------------------|
| 7.22.1フェリー、遊覧船、ま | 関連政府機関の認可を得なければならない。 |
| たは遊覧船のレンタル | |
| 7.22.2 遊覧船港湾サービス | 保全、保管のためのボート昇降設備、内陸ボートデ |
| | ッキ、ボートガレージ機器を持たなければならな |
| | V, |
| 7.22.3 遊園地 | 1. 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が5億バ |
| | ーツ以上なければならない。 |
| | 2. プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なけれ |
| | ばならない。 |
| 7.22.4 美術文化又は民芸品展 | 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が3,000万 |
| 示場 | バーツ以上なければならない。 |
| 7. 22. 5 屋外動物園 | 1. 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が5億バ |
| 1. 22. 0 厘升 奶 | ーツ以上で、総面積500ライ以上なければならな |
| | Vo |
| | 2. プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なけれ |
| | ばならない。 |
| | 3. 緑エリア、駐車場はそれぞれ総面積の15%以上 |
| | なければならない。 |
| 7.22.6 水族館 | 1. 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が1億バ |
| | ーツ以上なければならない。 |
| | 2. 奨励証書発行日から12ヶ月以内に環境影響予防 |
| | 及び改善対策を作成しなければならない。 |
| 7.23.3 国際展示場 | 1. 室内展示エリア 25,000 平方メートル以上なければ |
| | ならない。 |
| | 2. 各展示ホールに会議室を持たなければならない。 |
| 7.23.4 リハビリテーションセ | 1. 医療や健康リハビリテーションのための医療技術 |
| ンター | を使用しなければならない。 |
| | 2. 客用宿泊施設があり、継続型リハビリテーション |
| | プログラムを持たなければならない。 |

第2項 恩典は投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名:特別経済 開発区における投資促進政策に基づくものとする。

第3項 2017年12月31日までに奨励申請すること。

2015年4月2日より有効とする。

発布日:2015年4月23日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー) 投資委員会委員長